
環境省における 災害廃棄物の取組について

関東ブロック協議会

令和6年7月30日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



目次

- 1. 災害廃棄物対策の基本**
- 2. 環境省が進める災害廃棄物対策**
- 3. 令和6年能登半島地震への対応**

1. 災害廃棄物対策の基本

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する**一般廃棄物**。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、**一般廃棄物の処理責任を有する市町村**が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

<関連規定の抜粋（廃棄物処理法）>

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに**生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、**災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理**を行うために要する費用の一部を**補助することができる**。

災害廃棄物の種類

- 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。



災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

〈初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例〉

【事例1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！

災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出て来た片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積 など

<仮置場>

- 一次仮置場
 - 粗選別、分別
 - 保管
 - 処理困難物の対応
 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
 - 移動式及び仮設処理施設による中間処理 など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたることが重要であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一**に。
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

- **周辺的环境や住民の健康に著しい悪影響**を及ぼしている場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要。

災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）と災害時に特有な処理（避難所ごみ等）を、並行して実施することとなる。



2. 環境省が進める災害廃棄物対策

政府全体での巨大災害に対する検討状況

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R3.5 改)

被害想定
(内閣府防災 R元.6)

◇災害廃棄物発生量推計
(津波堆積物含む)

2億4千万トン

出典:令和3年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法
(H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画
(中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について
(内閣府防災 H25.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害含む)

1億1千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」
H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1都3県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定
(内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(津波堆積物含む)

日本海溝モデル **7,600万トン**

千島海溝モデル **3,900万トン**

出典:令和5年度災害廃棄物対策推進検討会

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和7年度70%に近づける
(推進地域の市町村)

東日本大震災を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]						災害廃棄物量 [万トン]	処理期間
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損		
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	火災 (330件)	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	1,500	約3年
熊本地震 ^(※3) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095			火災 (15件)	311	約2年
平成30年7月豪雨 ^(※4) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737		190 ^(※5)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風 ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		109 ^(※7)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※8)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682			建物火災 (9件)	60	約3年
令和2年7月豪雨 ^(※9)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		42.4 ^(※10) (土砂混じり がれきを含む)	約2.5年
令和4年福島県沖地震 ^(※11)	地震	R4年 3月	224	4,630	52,388				37.0 ^(※12)	
令和5年石川県能登地方地震 ^(※13)	地震	R5年 5月	30	169	535				5.8 ^(※14)	
令和5年梅雨前線による大雨 ^(※15)	水害	R5年 6月~7月	66	1,090	976	7,794	14,268		9.6 ^(※16)	

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※4) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※5) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※8) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※10) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)

(※11) 消防庁災害情報の合計 (令和5年3月24日時点)

(※12) 令和5年1月末時点の調査における推計値

(※13) 消防庁災害情報の合計 (令和5年6月7日時点)

(※14) 令和5年9月21日時点の調査における推計値

(※15) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、

令和5年6月29日から大雨等、

令和5年7月15日から大雨等の合計値

(※16) 消防庁災害情報の合計 (令和5年8月16日時点)

令和5年9月21日時点の調査における推計値

災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
- ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築

※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結 ➢ 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加 	など
地域ブロック レベルの取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化 ➢ 大規模災害に備えた行動計画の策定 ➢ 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有 ➢ セミナーや人材交流等の人材育成 ➢ 合同防災訓練の実施 	など
全国レベルの 取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証 ➢ 国内の災害廃棄物取組状況の調査 ➢ 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進 ➢ 災害廃棄物処理に関する技術開発 ➢ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備 ➢ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備 	など

災害廃棄物処理計画の策定状況

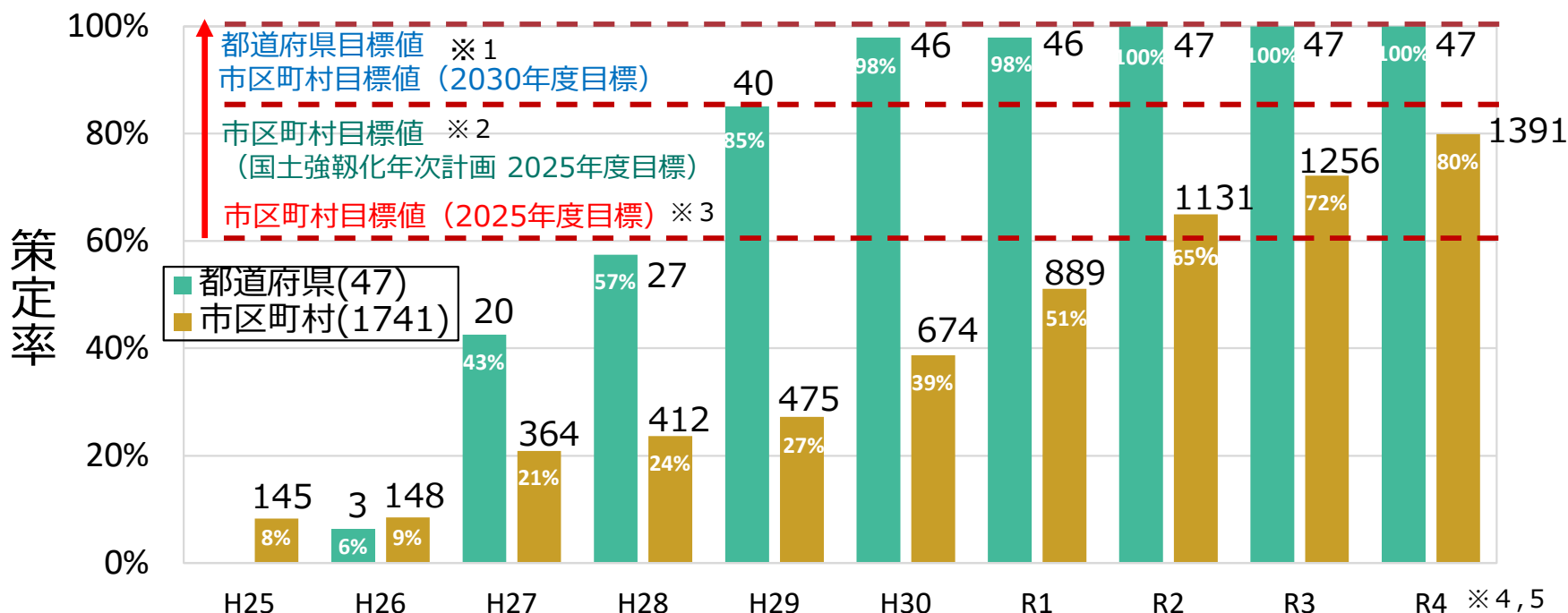
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



※1.第5次循環型社会推進基本計画に基づく2030年度目標（都道府県：100% 市区町村：100%）

※2.国土強靱化年次計画2023に基づく2025年度目標（市区町村：85%）

※3.第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市区町村：60%）

※4.平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施 ※5.データの取得時点は各年度末

今後の
施策課題

- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

（１）制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」（以下「支援員」）として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

（２）これまでの支援実績（令和6年7月19日時点）

- 令和3年8月31日：支援員2名が静岡県熱海市で支援
- 令和3年9月～12月：支援員1名が広島県北広島町で支援
- 令和4年8月16～20日：支援員1名が青森県鯉ヶ沢町で支援
- 令和4年8月24～26日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年8月26～28日：支援員3名が新潟県村上市、関川村で支援
- 令和4年8月31～9月2日：支援員1名が福井県南越前町で支援
- 令和4年10月13～15日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年10月24～31日：支援員1名が静岡県川根本町で支援
- 令和5年6月5～14日：支援員6名、補佐職員7名が茨城県取手市で支援
- 令和5年7月27～28日：支援員1名が石川県珠洲市で支援
- 令和5年7月21日～9月21日：支援員10名、補佐職員9名が秋田県秋田市で支援
- 令和5年9月7日～11月16日：支援員1名が山口県美祢市で支援
- 令和6年1月5日～7月4日：支援員87名、補佐職員76名が石川県各市町等で支援（7/19現在）

※令和6年7月4日時点：登録者346名



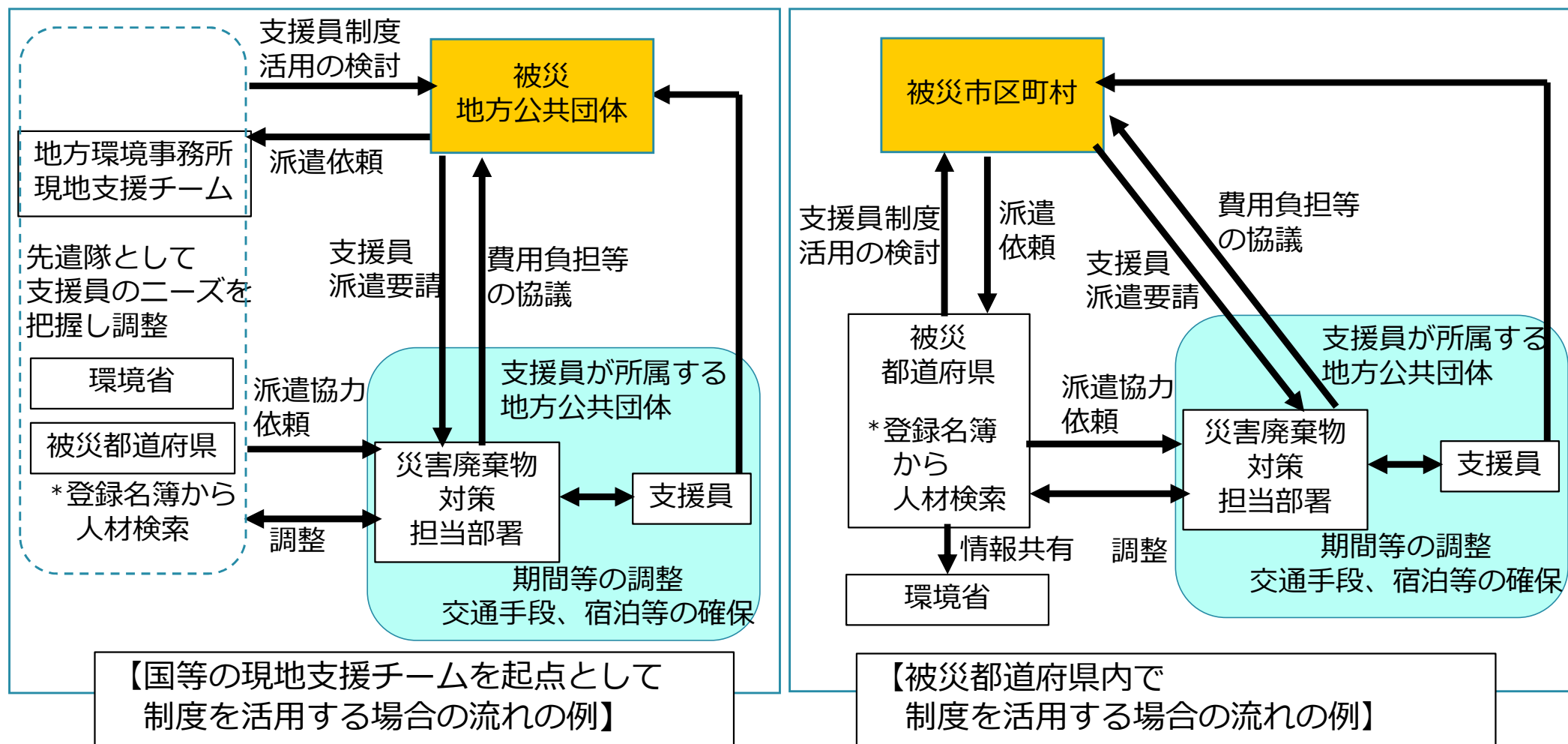
茨城県取手市の支援を行う
栃木県栃木市職員
(令和5年台風第2号)
※環境省撮影



秋田県秋田市の支援を行う東京都職員
(令和5年7月15日からの大雨)
※環境省撮影

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」活用の流れ

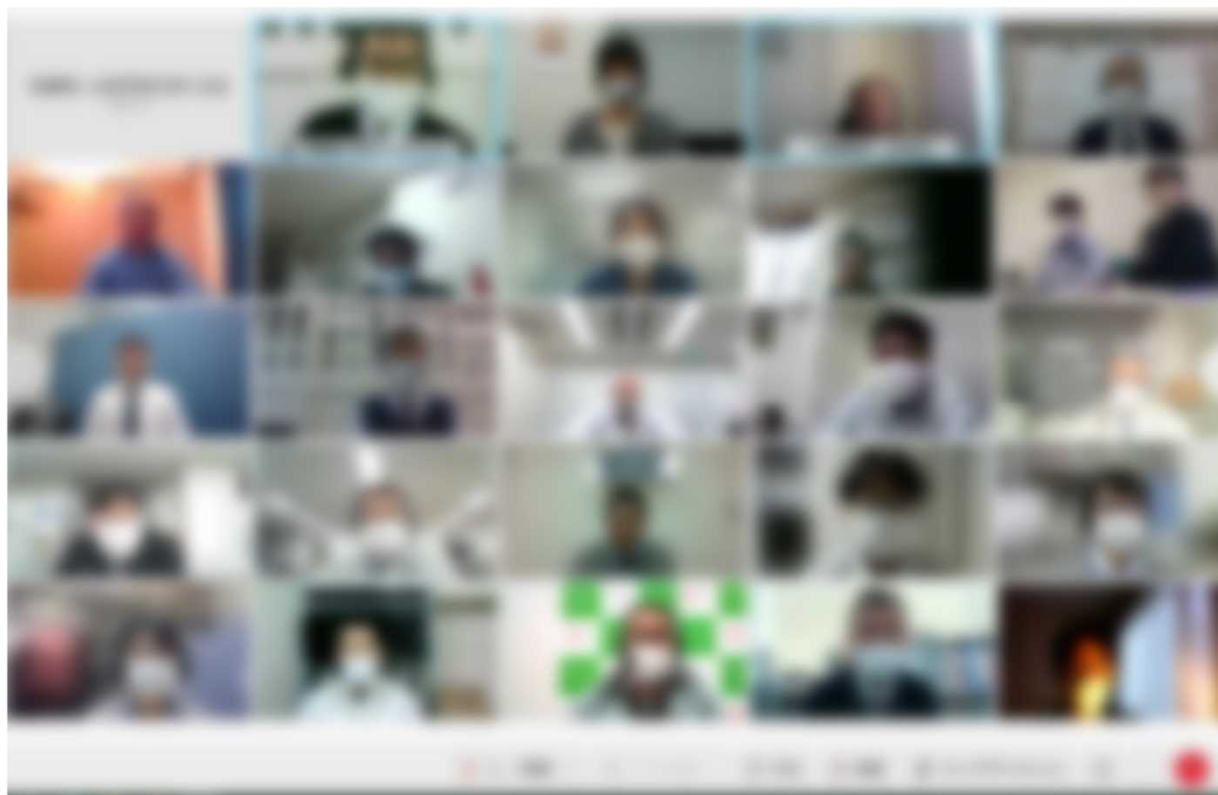
- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活動

令和6年度（実施予定項目含む）

- 4月12日：人材バンクの推薦依頼（事務連絡）
- 6月20-21日：実務研修（集合対面型、支援員による講演及び参加型演習）
- 8月27日：基礎研修（オンライン型、支援員による講演及び参加型演習）
- その他：定期的なメール配信（登録状況、支援状況など）

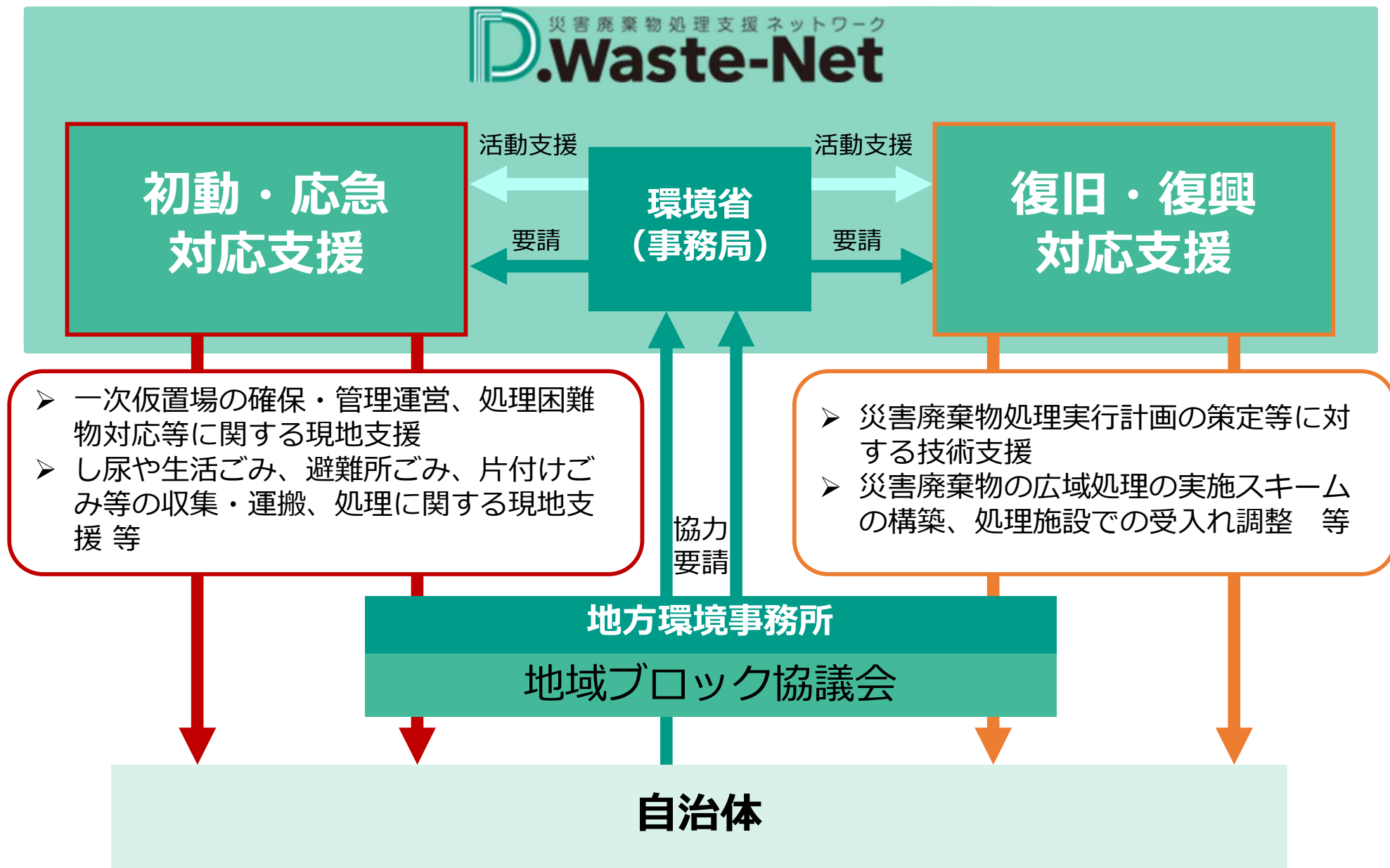


令和4年1月14日開催の
災害廃棄物処理支援員研修（Web開催）の様子



災害廃棄物処理支援員マニュアル

災害廃棄物処理支援ネットワーク支援の仕組み



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバー及び活動実績

メンバー（令和5年3月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応

復旧・復興対応

（1）研究・専門機関 （研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （一社）廃棄物資源循環学会
- （公財）廃棄物・3R研究財団
（専門機関）
- （一財）日本環境衛生センター
- （公社）日本ペストコントロール協会
- （公社）におい・かおり環境協会
- （公財）自動車リサイクル促進センター

（2）一般廃棄物関係団体 （自治体）

- （公社）全国都市清掃会議
（民間）
- 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
- 全国環境整備事業協同組合連合会
- （一社）全国清掃事業連合会
- （一社）日本環境保全協会

（1）研究・専門機関 （研究機関・学会）

- （国研）国立環境研究所
- （公社）地盤工学会
- （一社）廃棄物資源循環学会
（専門機関）
- （一財）日本環境衛生センター

（2）廃棄物処理関係団体

- （一社）環境衛生施設維持管理業協会
- （一社）持続可能社会推進コンサルタント協会
- （一社）セメント協会
- （公社）全国産業資源循環連合会
- （一社）泥土リサイクル協会
- （一社）日本環境衛生施設工業会
- （一社）日本災害対応システムズ

（3）建設業関係団体

- （公社）全国解体工事業団体連合会
- （一社）日本建設業連合会

（4）輸送等関係団体

- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本内航海運組合総連合会
- リサイクルポート推進協議会

発生年月

災害名

発生年月	災害名
平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号
令和5年7月	令和5年台風第13号
令和5年9月	令和5年7月15日からの大雨
令和6年1月	令和6年能登半島地震

各種手引やマニュアル等の策定

策定年月	手引き等の名称	概要
H30.10	アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン	アジア・太平洋地域の地方自治体等の行政機関が災害廃棄物対策のための制度や計画等を立案する際に参考とするためのガイドライン
R1.3	災害廃棄物現地支援オペレーションマニュアル	現地支援チームが効率的かつ効果的に活動できるよう、標準的な対応をとりまとめたマニュアル
R2.2 (R3.3改訂)	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書
R2.8	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル ※防衛省と共同で作成	環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理したマニュアル
R3.3	災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について	廃石膏ボードの発災時の発生源や性状、安全性や再生利用に向けた取組を解説した手引書
R3.3	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）	初動対応の重要性を視覚的にわかりやすく伝えることを目的に作成。「災害時の一般廃棄物に関する初動対応の手引き」に準拠
R3.5	地方公共団体向け仮設処理施設の手引き	仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策を取りまとめた手引書
R5.3	災害廃棄物対策グッドプラクティス集	グッドプラクティス事例（仮置場の事前選定や協定活用等）を収集・整理したもの
R5.4	災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン	災害廃棄物処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説したガイド
R6.1 (R6.6 第5版発行)	公費解体・撤去マニュアル	公費解体・撤去の一連の流れや公費解体・撤去に関する質疑応答等を紹介するマニュアル

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

事前の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定率向上へ向けた支援と並行して、計画未策定の市区町村が被災した場合でも、災害廃棄物の発生が復旧・復興を妨げることを極力防ぐため、発災後約3週間における初動対応の手引きを令和2年2月に策定（令和3年3月改訂）し、市区町村に周知。

本編

第1章 本手引きの目的・位置づけ等

第1節 本手引きの目的・位置づけ
 第2節 災害時に発生する一般廃棄物 第3節 関係者との連携体制の必要性
 第4節 災害時初動対応の実態 第5節 本手引きの対象
 第6節 本手引きの使い方 第7節 事前検討チェックリスト

第2章 災害時初動対応 ※災害時の活用

第1節 災害時初動対応の全体像
 第2節 一般廃棄物処理の災害時初動対応
 1) 安全及び組織体制の確保 2) 被害情報の収集・処理方針の判断
 3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保
 4) 災害廃棄物の処理体制の確保 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

第3章 円滑かつ迅速な初動対応のための事前検討 ※平時の検討

第1節 概要
 第2節 基本的事項
 1) 主な検討事項と連携体制 2) 対象期間 3) 検討体制
 第3節 検討事項
 1) 職員の確保 2) 災害時の組織体制と役割分担
 3) 関係連絡先リスト 4) 被害状況チェックリスト 5) 災害支援協定リスト
 6) 必要資機材及び保有資機材のリスト 7) 仮置場の候補地リスト
 8) 初動対応時の業務リスト
 第4節 教育・訓練の実施
 1) 教育 2) 訓練
 第5節 事前検討事項の継続的改善・見直し

用語の定義等

用語の定義
 参考文献

初動対応の重要性を伝える動画の作成

○非常災害発生時の災害廃棄物対策における初動対応の重要性を視覚的に訴えるため、特に被災経験のない自治体の職員を対象とした動画を作成した。環境省ホームページにて公開中（下記URL）。

http://kouikishori.env.go.jp/document_video/

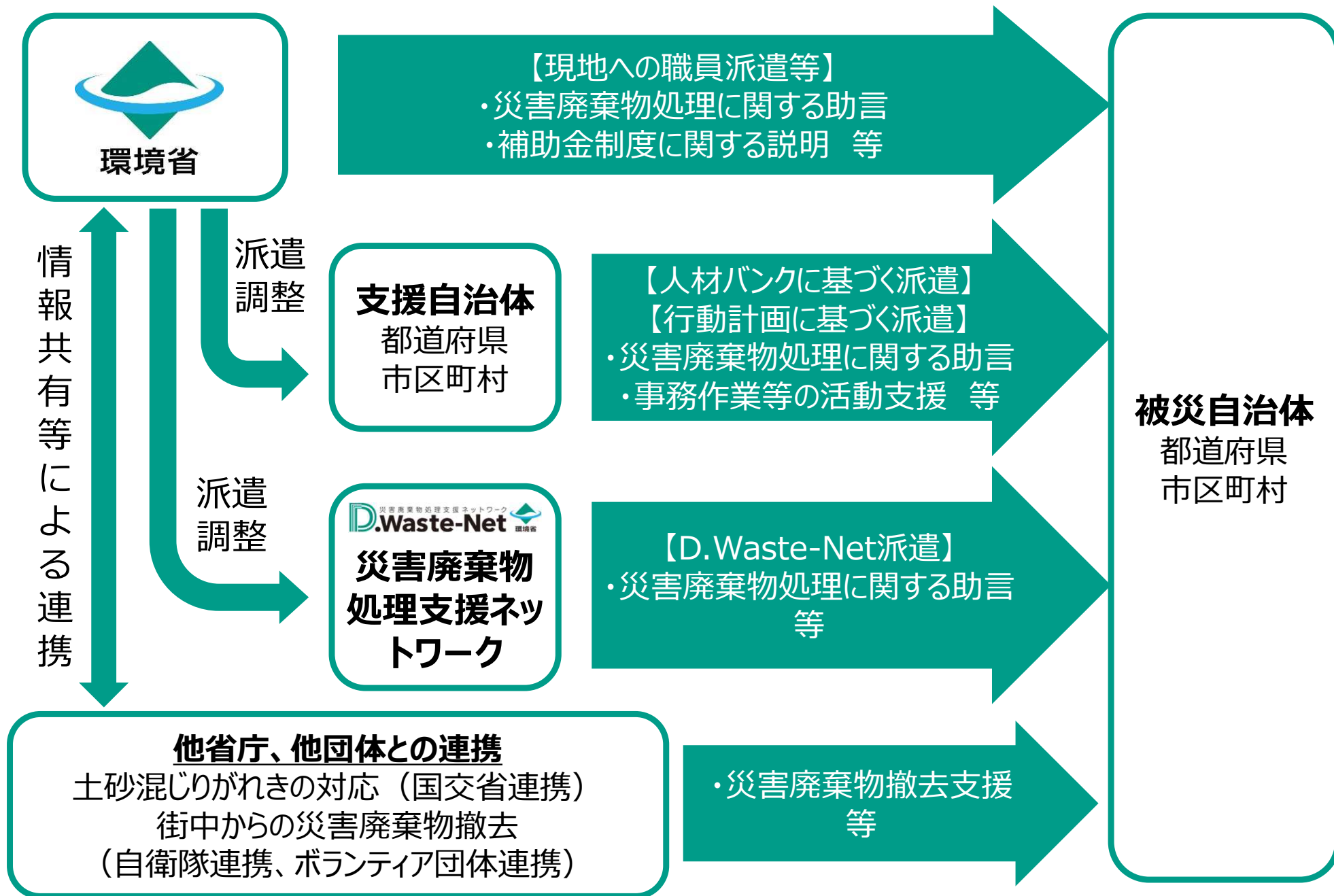
実施方針・ポイント

- 自治体の担当職員に「初動対応の手引き」を手にとってもらうきっかけとする。
- そのために、被災経験のない自治体の職員に、危機感を持ってもらう。
例）どの自治体でも起こりうる。想像を超えた様々な深刻な事態が発生する。平時の業務の延長では対応できない。
- 他部署等との連携が必要なため、首長や関連部署の職員にも連携の必要性や、同様の危機感を共有いただく。
- 被災経験のない自治体の職員や関連部署の職員等にも負担が少なく興味を持ってもらえるように、20分程度の動画（実務版）だけでなく、コンパクトにまとめた導入版（5分程度）も作成した。

動画イメージ



発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム

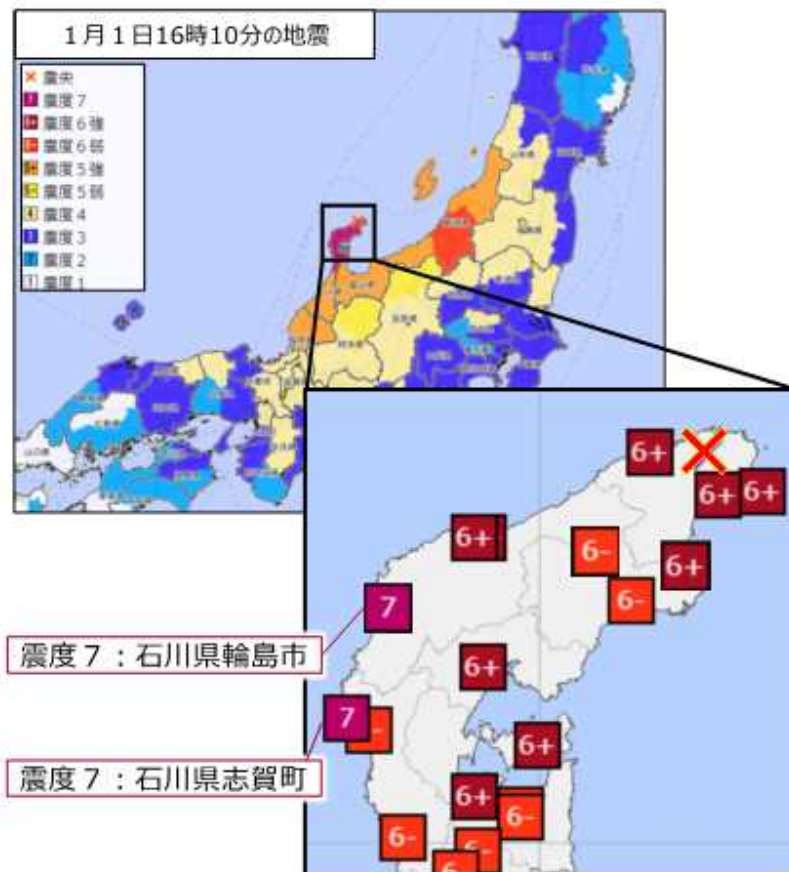


3. 令和6年能登半島地震への対応

令和6年能登半島地震の概要

- 令和6年1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

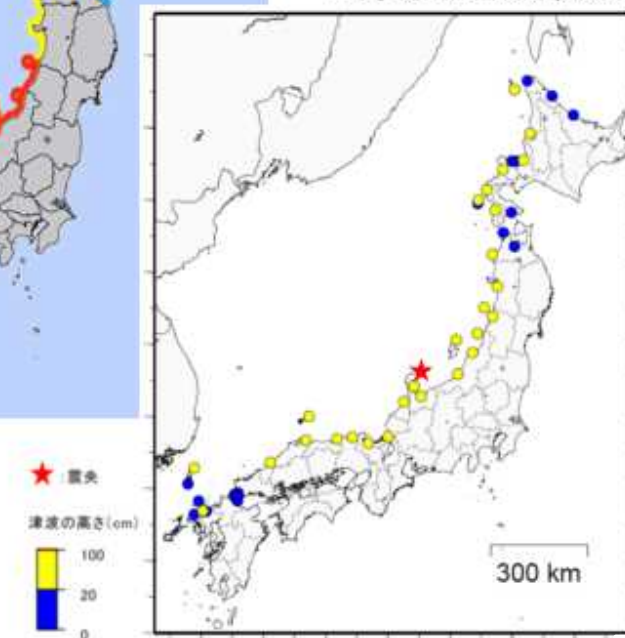
■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（1月1日16時22分発表）



■ 津波の観測状況



住家の被害状況 [棟] (令和6年7月1日時点)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
新潟県	106	3,774	17,342		14	21,236
富山県	251	776	19,691			20,718
石川県	8,072	16,808	59,703	6	5	84,594
合計	8,429	21,358	96,739	6	19	126,548

※ 表の数字は各県HPの被害報告より引用。新潟県のみ6/28時点の棟数を記載。

※ 非住家被害は公共建物125棟、その他28,088棟。(石川県)

新潟県新潟市 路面の隆起
(1月2日)



石川県穴水町 民家の被害
(1月5日)



石川県七尾市 道路被害
(1月9日)



※画像は全て環境省撮影

災害廃棄物の発生量推計（石川県）

市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）	市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）
珠州市	10,940	57.6	132	内灘町	868	4.9	6
輪島市	8,662	34.9	31	津幡町	1	0.0	0
能登町	6,045	31.3	46	金沢市	25	0.1	0
穴水町	5,153	27.5	96	野々市市	0	0	0
奥能登計	30,800	151.3	59	白山市	7	0.0	0
志賀町	4,999	28.9	44	川北町	0	0	0
七尾市	10,310	49.8	24	能美市	8	0.0	0
中能登町	2,320	5.3	14	小松市	32	0.0	0
羽咋市	849	1.8	3	加賀市	22	0.0	0
宝達志水町	46	0.1	0				
かほく市	357	1.8	2	合計	50,644	244.0	7

<推計条件など>

- 災害廃棄物発生量（推計値）
「全壊・半壊建物から発生する解体ごみ」+「家具・家財などの片付けごみ」
- 全壊・半壊建物数の推計方法
 - ① 全壊・半壊数が公表されている市町は、実数値（小松市、加賀市、能美市、川北町）
 - ② 全壊・半壊数が公表されていない市町は、防災科研が提供するデータを活用（輪島市、珠州市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、金沢市、白山市、野々市市、津幡町）
 - ③ 液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用（かほく市、内灘町）

令和6年2月6日石川県記者会見資料

災害廃棄物のスケジュール（石川県）

■ 令和7年度末の処理完了を目標とする

		令和5年度			令和6年度												令和7年度														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
県災害廃棄物 処理実行計画		★ 計画の実行（必要に応じて見直し）																													
		★ 基本方針の策定																													
県内 処理	仮置場の設置運営	★ 開設 選定 設置運営																													
	公費解体工事の実施	受付 解体工事実施																													
	災害廃棄物の処理	運搬、処分																													
広域処理		調整																													
		運搬、処分																													

石川県災害廃棄物処理の基本方針（令和6年2月6日策定）

災害廃棄物の運搬・処理の計画（石川県）

- 可能な限り分別・選別し、再生利用
- 県内の処理施設を活用するとともに、目標処理期間内での処理完了に向け、海上輸送も活用し、県外で広域処理

区分	種類別	処理先
処理 約124万t	可燃物 約13万t	県内 約6万t
		県外 約7万t
	木くず 約38万t	県内 約17万t
再生利用 約120万t	不燃物 約73万t	県内 約63万t
		県外 約10万t
再生利用 約120万t	金属くず 約2万t	県内 約2万t
	コンクリートがら 約118万t	県内 約118万t

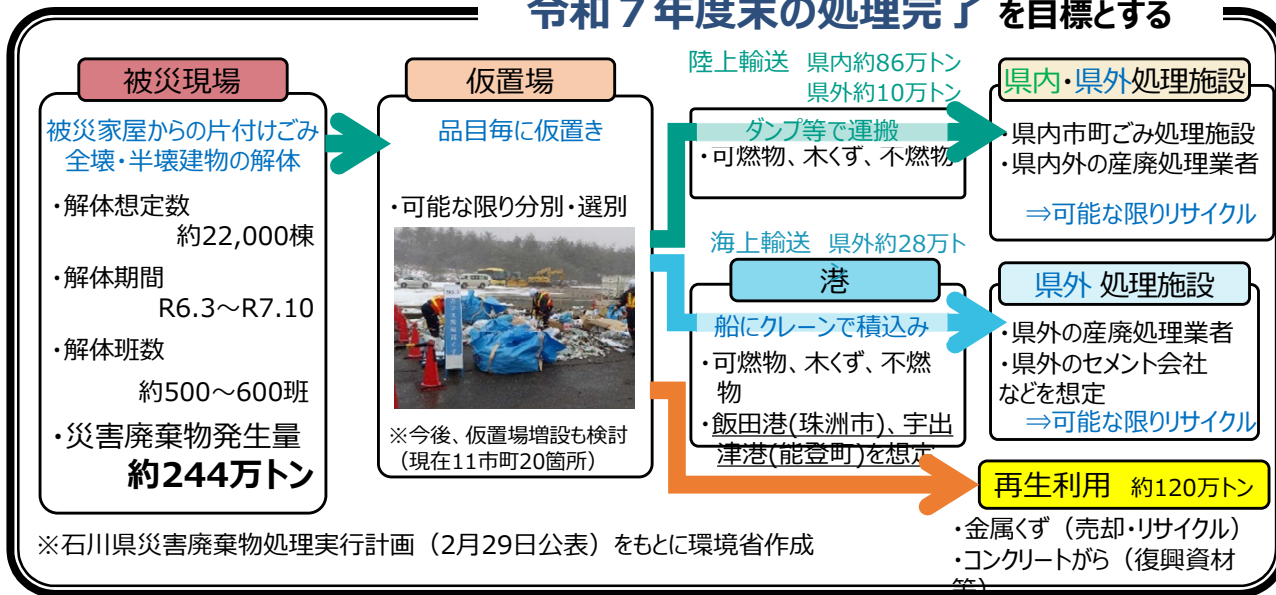


令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物処理及び浄化槽復旧の推進について

- 膨大に発生する災害廃棄物を**令和7年度末までに処理完了**するという目標達成に向けて、経験・知見を持つ職員や、他の自治体職員の派遣・常駐等による**人的支援**、**技術支援**を行うとともに、**特例的な財政支援**を行うことにより、**広域処理**も含めて処理が円滑・迅速に進むよう、総力を挙げて被災自治体を支援する。
- 浄化槽について、**上水道の復旧スケジュールを踏まえ**、各住民の帰還希望に対応した早期復旧を実現すべく、**財政支援**・**人的支援**を行う。

災害廃棄物処理

令和7年度末の処理完了を目標とする



浄化槽復旧



地震により浮き上がった浄化槽 (画像は七尾市内の例)



地震により浮き上がった浄化槽 (画像は珠洲市内の例)



財政支援・人的支援・技術支援

人的支援・技術支援

- ・経験・知見を持つ環境省職員や、**環境省人材バンクを活用した他の自治体職員の派遣・常駐**等による人的支援
- ・「**公費解体・撤去マニュアル**」の周知や、「所有者不明建物管理制度」に関する被災自治体職員向けの相談窓口の開設

財政支援

災害等廃棄物処理事業費補助金 $\left[\text{事業費} \times \text{補助率} 1/2 \right]$	交付税措置 $\left[\text{事業費} \times 1/2 \times 95\% \right]$	追加 地方 負担 支援
97.5%		
災害廃棄物処理促進費補助金による更なる負担軽減		

- ・市町村設置型の浄化槽のみならず、個人設置型の浄化槽についても、市町村の補助事業と組み合わせることで復旧費用に対する財政支援を実施
- ・被災自治体に人的支援を行い、市町における復旧事業を直接支援
- ・**コールセンターを設置**し、住民のニーズ把握、点検・復旧工事の実施のフローを構築

災害廃棄物対策の基本方針

- 現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握
(人材バンクを活用した自治体職員の派遣)
- 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- 生活ごみ、片付けごみ等処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保



能登町での浄化槽の状況確認

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援



輪島市での仮置場の状況確認

3. 災害廃棄物処理

- 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

石川県の被災したごみ焼却施設・し尿処理施設等の状況 (令和6年7月1日時点)



被災施設数：

石川県 11 施設

うち復旧施設：9 施設

うち代替措置：2 施設

石川県のごみ焼却施設等の状況

- 4 施設が被災し、全ての施設が復旧。
- 県内外の施設による処理から、復旧施設での処理に順次移行。

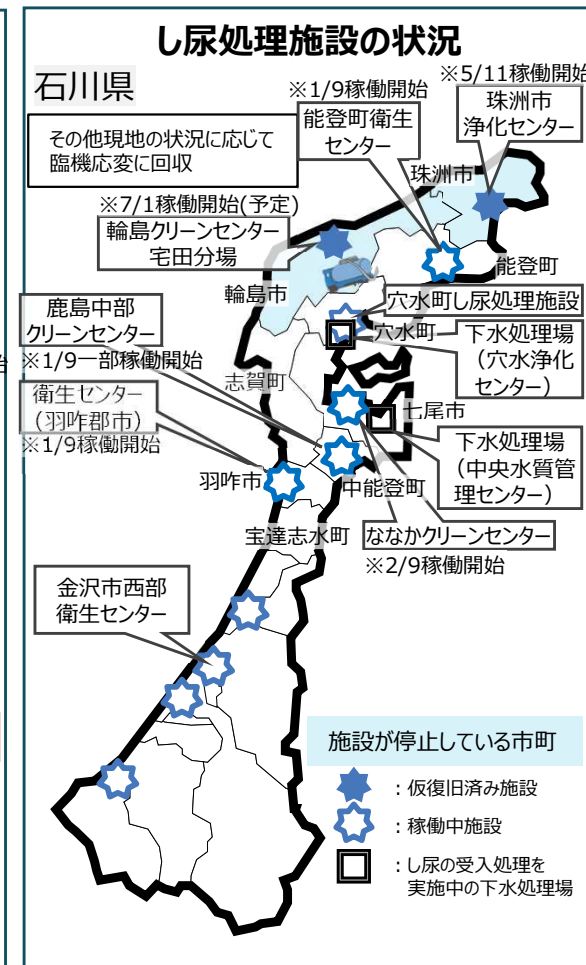
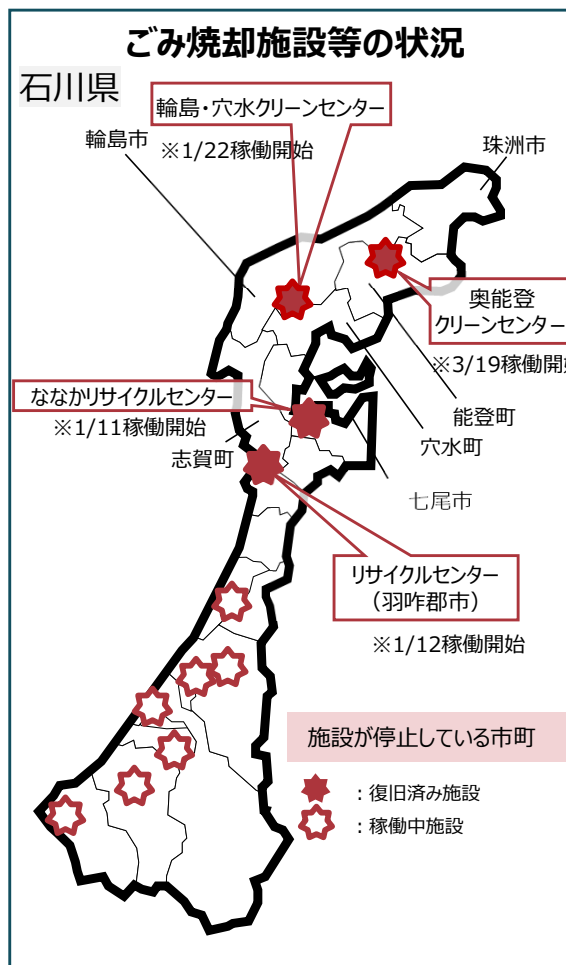
石川県のし尿処理施設の状況

- 7 施設が被災し、全ての施設が復旧（仮復旧含む）。
- 仮復旧（仮設配管設置等）の2施設（珠洲市、輪島市）については、本復旧に向けた計画検討中。

石川県

施設名称	見通し	対応状況	処理能力
奥能登 クリーンセンター	3/19 復旧	—	30t/日
輪島・穴水 クリーンセンター	1/22 復旧	—	35t/日
ななか リサイクルセンター	1/11 復旧	—	70t/日
リサイクルセンター (羽咋郡市)	1/12 復旧	—	66t/日

施設名称	見通し	対応状況	処理能力
珠洲市 浄化センター	5/11 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	29kL/日
能登町 衛生センター	1/9 復旧	—	25kL/日
輪島クリーンセンター 宅田分場	7/1 仮復旧	本復旧に向けた計画検討中	40kL/日
穴水町 し尿処理施設	3/11 復旧	—	7kL/日
ななか クリーンセンター	2/9 復旧	—	79kL/日
鹿島中部 クリーンセンター	1/9 復旧	(※1 系統運転で対応)	6.2kL/日
衛生センター (羽咋郡市)	1/9 復旧	—	80kL/日



災害廃棄物の仮置場設置状況 (令和6年7月4日時点)

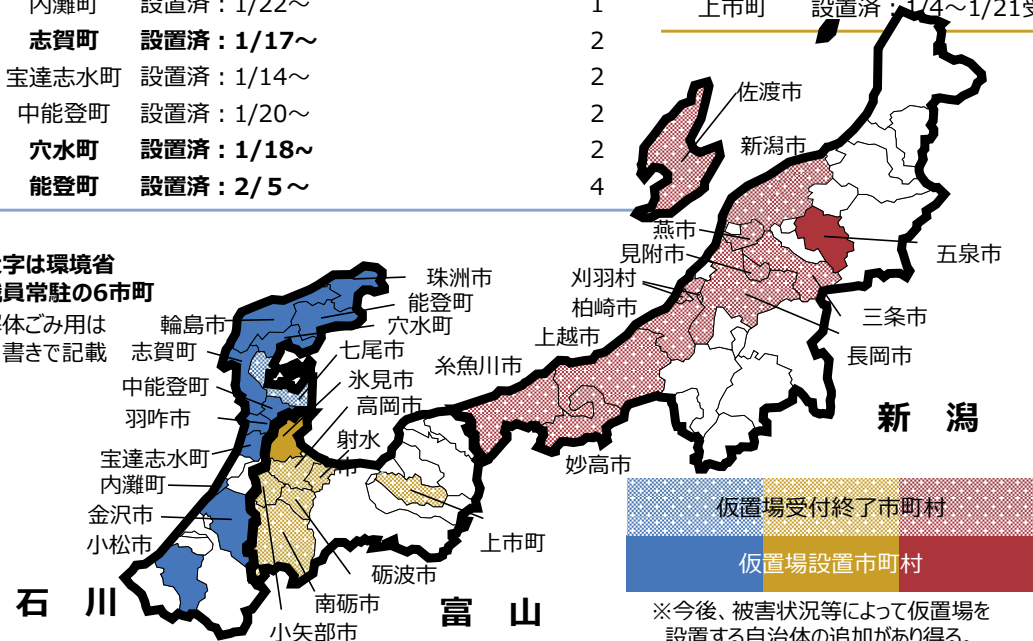
- 適切な分別を行うことにより処理コストの削減やリサイクルの促進につながる一方で、分別が不十分な場合、仮置場での迅速な搬入・搬出の妨げになることや、危険物の混入等による火災の発生、生活環境の悪化等につながるおそれがあることから、仮置場での適切な分別をお願いしているところ。
- やむを得ない事情等により、搬入前の分別が十分に行えない場合、仮置場内の空きスペースに誘導し、被災者の荷卸しや分別に関する支援を行い、分別を行った上で受け入れるなど、**各現場の状況等に応じてきめ細かな支援**を行う。
- 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）には、**ボランティア等と連携した、被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出**を行う。

石川県			富山県			新潟県		
自治体名	仮置場設置状況	設置数	自治体名	仮置場設置状況	設置数	自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
金沢市	設置済：1/4～	2	富山市	設置済：1/23～4/23受付終了	1	新潟市	設置済：1/3～5/2受付終了	7
七尾市	設置済：1/12～	3	高岡市	設置済：1/3～2/29受付終了	1	長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
小松市	設置済：1/4～	1	氷見市	設置済：1/4～	2	三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
輪島市	設置済：2/1～	3	砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1	柏崎市	設置済：1/11～3/30受付終了	1
珠洲市	設置済：2/1～	4	小矢部市	設置済：1/13～2/29受付終了	1	見附市	設置済：1/10～1/31受付終了	1
羽咋市	設置済：1/12～	2	南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1	燕市	設置済：1/5～4/30受付終了	2
かほく市	設置済：5/13～	1	射水市	設置済：1/4～3/29受付終了	1	糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
内灘町	設置済：1/22～	1	上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1	妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
志賀町	設置済：1/17～	2				五泉市	設置済：1/5～	1
宝達志水町	設置済：1/14～	2				上越市	設置済：1/5～5/2受付終了	4
中能登町	設置済：1/20～	2				佐渡市	設置済：1/9～4/26受付終了	3
穴水町	設置済：1/18～	2				刈羽村	設置済：1/11～3/30受付終了	1
能登町	設置済：2/5～	4						

*※市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む

※太字は環境省職員常駐の6市町

※解体ごみ用は()書きで記載



仮置場受付終了市町村
仮置場設置市町村

※今後、被害状況等によって仮置場を設置する自治体の追加があり得る。



仮置場への搬入状況 (2/12 輪島市、能登町)

災害廃棄物処理(公費解体)の進捗状況について

<令和6年7月15日時点>

	解体棟数 (推計※1)	申請棟数	解体実施棟数 (※2)	
				(うち完了)
珠洲市	5,562	5,095	1,213	465
輪島市	3,584	7,003	986	242
能登町	2,759	1,913	530	99
穴水町	2,490	2,107	545	239
志賀町	2,269	2,883	410	134
七尾市	4,261	2,558	492	107
6市町以外	1,578	1,850	522	180
合計	22,499	23,409	4,698	1,466

※1 推計解体棟数は「石川県災害廃棄物処理実行計画(2/29)」より

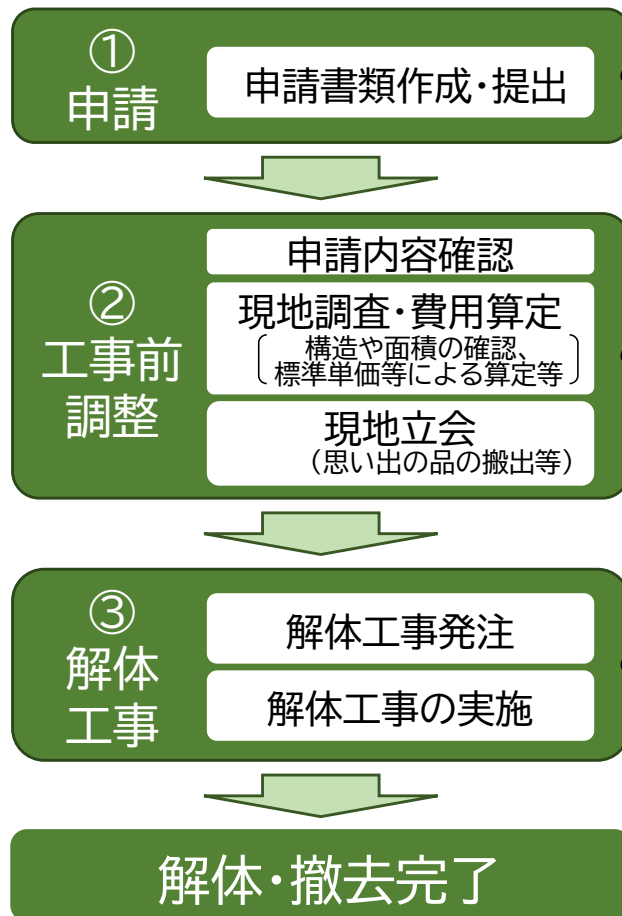
※2 自費解体により先行実施(実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み)されたものを含む

公費解体の加速化

- 公費による解体・撤去については、申請手続きに加え、解体工事に先立って行う現地調査や解体費用算定等の工事前調整に時間を要しており、この2点がボトルネックとなっていた。
- 申請手続きについては、申請受付事務への人的支援や申請書類の合理化の周知等により申請手続きを円滑化。
- 工事前調整については、効率化とともに現地で工事前調整を担う技術者の体制確保・強化等を実施。

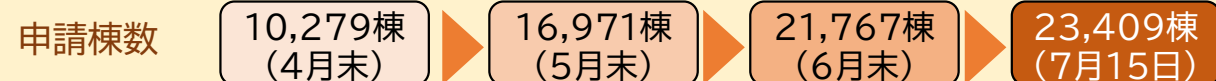
公費解体の流れ

公費解体の加速化の取組



□公費解体の申請手續等の円滑化

- ・災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員及び自治体職員の派遣
- ・申請受付事務を担当する応援自治体職員及び他省庁職員の派遣
- ・申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・行政書士会の協力による申請手續支援



□工事前調整を円滑化・効率化、これにより解体工事発注を加速化

- ・工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化



※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む
 ※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化**や**補助対象の考え方**等について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

申請書類の合理化

- **公費解体・撤去マニュアル**を改訂し、実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方を記載**。
- 4月2日に被災市町の担当者説明会を行い、改訂の主旨を説明。

補助対象となる建物の一部解体

- **建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合などは**補助対象となり得ること**について、マニュアル等により周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口**で相談可能な旨を事務連絡により周知。
- 「所有者不明建物管理制度」や**相続、不動産登記**等に関する**被災自治体職員向け相談窓口**（熊本県司法書士会に設置）を周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等**を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに追記。

応急修理制度との関係

- 「応急修理制度」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアル等により周知。

公費解体申請手続の更なる円滑化①

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る
公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和6年5月28日

概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
 ※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
 ※2…建物性が認められない例：㊦建物全体が倒壊又は流失、㊧建物が火災により全焼、㊨建物の下層階部分が瓦潰、㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている
 - 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
 ※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

公費解体申請手続の更なる円滑化②

被災により建物性が認められない例

㊦ 建物全体が倒壊又は流失



㊧ 建物が火災により全焼



㊨ 建物の下層階部分が圧潰



㊩ 建物の壁がなくなり柱だけになっている



面的な解体・撤去による工事の加速化

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- 対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- 行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、地域ごとに、工事前調整の上、解体工事を順次実施。

輪島朝市における解体・撤去工事



珠洲市における面的な解体・撤去加速化プラン

- 珠洲市の中でも特に被害が大きく、倒壊家屋等により水道復旧等に支障が生じている蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区を対象に、法務局と連携し、面的な解体・撤去を進める。



環境省の支援体制

環境本省

災害廃棄物対策チーム
 廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室・浄化槽推進室



石川県 現地支援チーム (能登創造的復興タスクフォース)

石川県庁常駐・巡回

・派遣期間：1月2日～

6市町常駐・巡回

・派遣期間：1月5日～
 ・派遣先：珠洲市、輪島市、
 能登町、穴水町、志賀町、
 七尾市

富山県・新潟県派遣

・派遣期間：1月2日～（新潟）
 3日～（富山）

D.Waste-Net

・持続可能社会推進コンサルタント協会
 (専門家派遣)
 ・におい・かおり環境協会 (専門家派遣)
 ・日本環境衛生センター (専門家派遣)
 ・全国都市清掃会議 (収集支援)
 ・全国清掃事業連合会 (収集支援)

人材バンク

・派遣期間：1月5日～
 ・派遣先：2県14自治体

応援職員短期派遣※

・派遣期間：1月13日～
 ・派遣先：2県13自治体

※災害廃棄物中部ブロック
 広域連携計画等

本ページに記載されている団体は一例であり、
 多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

御清聴ありがとうございました。
